

第4回 検討会資料に関する関係省庁への質問及び要望

(社)被害者支援都民センター
大久保 恵美子

警察庁資料から

基本法 18 条関係

刑事手続きに関する情報提供の充実

- 重大事件の未解決事件被害者には定期的に連絡する制度を整備していただきたい。

事件当初は度々連絡が入るがしばらくすると連絡がこなくなることが多く、被害者の精神的回復に支障をきたす。弁護士に警察への同行を依頼したが、弁護士費用が高く支払いに困った遺族もいる。

法務省資料から

(2) 要望に係る施策について

公訴参加制度の導入等 3 ページ

- 起訴状、冒頭陳述書、判決控訴趣意書を犯罪被害者に交付すべきではないかとの要望について
- メディア関係者にはコピーしたものを、直ちに多数渡している事実を考えると、被害者や遺族に一部ないし数部渡すことで不都合があるとは考えられないので、希望する被害者や遺族には渡していただきたい。
- 開廷日時の決定に際しては、犯罪被害者の意見を聴取すべきではないかとの要望について
- 捜査や公判で必要な時のみ呼び出して聞き、他の時は都合も聞かないのでは納得できない。また、被害者や遺族にとり公判が長引くことは被害者自身の被害回復が遅れることになるため、裁判が遅延するような心配は不要である。

その他の刑事司法の充実等 6 ページ

- 犯罪被害者のための刑事司法の実現(加害者と犯罪事実...)を図ってほしいとの要望について
- メディアが取り上げる大きな事件・事故では事件直後から警察や検察、裁判所等に適切な配慮をしてもらえることがあるが、大きく取り上げられない個別の事件・事故でも被害者や遺族には同様の対応をお願いしたい。

実例1: 裁判所内にある検察官控室で公判後、担当検事から説明会を開いてもらう

ことになった。控室に入ろうとした時、裁判所職員が数人で来て『ここは裁判所の管理下にある。すぐに出ていくように』と高圧的に言った。検察書記官も説明してくれたが、結局裁判所を追い出された。雨の降る公園で遺族や友人は公判に関する説明を受けた。

実例2: 被害者支援センター相談員が、遺族に代わり傍聴券の交付願いを電話でした時、裁判所職員からいきなり『あなた法律の条文知ってるのか。直系親族にしか出せないよ。六法全書手許にあるんだろね。』と人格攻撃をされる酷い対応を受けた。また、傍聴券については「検事を通して希望するように」と言われることが多いが、被害者や遺族が直接連絡をした時もしっかりと対応していただきたい。

(4)その他の要望について 8 ページ

- 要望に係る施策について
- すでに欧米では司法面接者が聞き取りしている状況を、関係者はビデオを通して見ながら、追加質問を司法面接者を通して行い(耳に入れた無線機を通して被害者には気付かれないようなシステム)、被害者への負担の軽減に努めていることを踏まえ、現行の施策の充実だけでなく、新たな施策の導入を検討していただきたい。

4 刑事手続きに関する情報提供(内閣府資料中の) 12 ページ

(2)要望に係る施策について

- すべての被害者等に公判期日を自動的に通知...問題があると考えている
- 通知の希望の有無を確認し、希望しない人以外には通知する制度にしていきたい。

7 判決確定後の加害者情報の提供(内閣府資料中の) 19～20 ページ

- 被害者への配慮として、加害者の動向を知らせる制度の充実をさらをお願いしたい。被害者は捜査に協力し情報提供をしているにもかかわらず、その後加害者の情報を得られないのは納得できない。被害者は精神安定剤を飲みながら捜査に協力している現状を理解していただきたい。
- 犯罪被害者や遺族に対して、更生保護官署が保護司との協働態勢により、支援を行う制度の導入を検討しているのは大変良い制度であり歓迎する。制度開始にあたっては、被害者支援に対応する保護観察官や保護司は「被害者支援専任保護観察官・被害者支援専任保護司」のような、被害者専任の職員が対応することにしていただきたい。

8 加害者の処遇に関する意見陳述等(内閣府資料中) 21 ページ

- 最近、刑務所や少年院から被害者や被害者遺族への講演依頼が増えているが、矯正教育イコール被害者の話を聞くと短絡的に考えず、矯正独自の教育体制を早急に整え、実施していただきたい。また、被害者や遺族に講演を依頼する時は講演者の持ち出しがないよう、予算措置をしっかりとってからにしていきたい。被害者や遺族がどのような複雑な心情で矯正教育に協力しているのかが理解されていないと思うことが多い。

現行施策 22 ページ

- 仮出獄期間中の特別の遵守事項として「被害者に近づかないこと」といった、犯罪被害者等の安全確保のため……とあるが
- 殺人、強姦、強盗、強制猥褻等の受刑者のうち、実際にはどの程度の割合で遵守事項をつけているのかを教えてください。

今後講じる施策に

- 加害者の更生改善に偏った保護行政の在り方を是正すべきとの要望について
- 更生保護官署が犯罪被害者等支援を実施できるよう検討しているとあることは、被害者や遺族の精神的回復に資する良い制度だと思う。ただし、更生保護官署がいつからいつまで被害者に関われるのか示していただきたい。希望としては、刑事裁判終了時から被害者自身が被害回復したと思った時まで実施していただきたい。被告人の刑期が終了しても、重大事件の被害者や遺族は被害回復していないことが多いため。

ぜひ、新たな部署を創設し新たな人材として「被害者支援専任保護観察官・被害者支援専任保護司」などのような人材による実施をお願いしたい。

- 「被害者支援専任保護観察官や被害者支援専任保護司」による支援を行う継続期間を教えてください。

9 犯罪被害者に関する情報の加害者への伝達等(内閣府資料中の)

- 矯正教育のあり方を見直し、刑務所、少年院等で……被害者及び被害者遺族の心情や状況を知る機会を設けてほしいなどの要望について
- 23 ページ上から 16 行目「犯罪被害者が自ら置かれた状況や心情……仲介するなどの支援を行うことについても検討を行っている」とあるが、ぜひ制度にしていきたい。
- 出所情報を送るのと一緒に、地方更生保護委員会や保護観察所の役割を明記したパンフレット類も送り、被害者がどの時点でどこに相談すれば良いかが解るようにしていただきたい。
- 加害者の刑期終了後であっても、その後も被害者の相談にのる制度を整えていただきたい。

実例：殺人事件被害者遺族が、仮釈放で出てきた加害者と会い、なぜ子供を殺したのか、子供の最後の様子はどうだったのか、今後の贖罪をどう考えているのか等確かめなければ死ねないと考え、悶々としていた。しかし、一人で加害者に会う勇気もなかった時、更生保護官署の職員が遺族に付添ってくれた。遺族は公的機関の職員が付添ってくれたことは、国から見捨てられているのではないと思え本当にうれしかったと言っていた。一方、加害者の刑期が終了した後、被害者は放置されるのだろうか。一生相談にのって欲しいと願っているのだが、と不安を抱えている。

最高裁判所資料から

第2 具体的な尾施策の要望に対する考え方

1 「 公訴参加制度の導入等」関係

(3) 起訴状、冒頭陳述書、判決、控訴趣意書を犯罪被害者に交付すべきではないか 2 ページ

- これらについては、すでに出している裁判所もある上、メディアには直ちにコピーをして渡している事実を考えると差し障りがあるとは思えないため、被害者が被害から回復するためにも出していただきたい。

(4) 開廷日時の決定に際しては、犯罪被害者の意見を聴取すべきではないか

- 捜査や公判で必要な時のみ呼び出して聞き、他の時は都合を聞かないのでは納得できない。希望する被害者の要望は取り入れていただきたい。また、傍聴を希望しない被害者は、加害者と顔を合わせる恐怖感や精神的症状としてのフラッシュバック等に対する不安があるので行けないのである。

実例1：東京地裁の前で「代理傍聴 1 回二万円」と書かれたティッシュペーパーが配られていたことは、代理傍聴が仕事になるからであると思う。

実例2：被害者支援都民センターでは「自分は恐いので行きたくないが知りたい」ので傍聴をしてほしいと依頼される、代理傍聴支援の要望はたくさんある。

2 「 少年保護事件への参加等」関係

(4) 死亡事件や重篤な事件に……傍聴権を保障してほしい

- 刑事処分になった場合は公開されていることもあり一律には言えないのではないか。適正な処遇選択等が困難というのであれば、少年の生立ちや生育歴等の要保護性のあるやりとりの時には裁判所の判断で被害者が退去すれば問題は無いと思うし、少年が被害者に暴言を吐くことを心配するのであれば、今まで被害者の証人尋問がどのように行われてきたのか心配に思う。
犯行状況や動機等については被害者の誰もが知りたいと願っているし、事件の真

実を知ることができなければ被害者の心身の回復はあり得ない。

4 「その他刑事司法の充実等」関係

(1) 裁判所は被害者の立場や心情を理解していないのではないか

実例1:裁判所内にある検察官控室で公判後、担当検事から説明会を開いてもらうことになった。控室に入ろうとした時、裁判所職員が数人で来て『ここは裁判所の管理下にある。すぐに出ていくように』と高圧的に言った。検察書記官も説明してくれたが、結局裁判所を追い出された。雨の降る公園で遺族や友人は公判に関する説明を受けた。

実例2:被害者支援センター相談員が、遺族に代わり傍聴券の交付願いを電話でした時、裁判所職員からいきなり『あんた法律の条文知ってるのか。直系親族にしか出せないよ。六法全書手許にあるんだろうね。』と人格攻撃をされる酷い対応を受けた。

実例3:公判廷で被告人の仲間と思われる人間が携帯電話のカメラで被害者側の人を撮っていた。法廷内にいる職員に止めさせてほしいと頼んだが無視され今後の恐怖を感じた。

- 裁判所ではどのような研修会を行っているのか、職種別の研修内容を教えていただきたい。